

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会
地域福祉活動支援事業 福祉委員活動助成金交付要綱

令和7年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を図る募金運動により集まった赤い羽根共同募金の配分金を基に、京丹後市内の自治区または連合区等（以下「地区」という。）で地域の福祉力の向上を目的とする地域福祉活動を支援するため、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 福祉委員組織もしくは福祉委員が所属する地域福祉推進組織とする。

ただし、共同募金委員会によるつづき・つながる活動支援助成の交付を受けていない団体であること。

(対象事業)

第3条 前条に規定する者が実施する会議や研修及び地区で行われる小地域福祉活動

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額の算定基準は、地区の前年度の4月1日時点の世帯数をもとに本会が算出した金額と、本会「福祉委員等に関する要綱第2条」に規定している定数を上限に、設置している福祉委員の人数に1,000円を掛けた金額の合計額とする。(別表1)

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は別表2のとおりとする。

ただし、外食代、弁当購入費、酒、税込10,000円以上の備品、単価500円程度を超える景品、他団体が実施する事業への再助成は除く。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別紙交付申請書(様式1)及び実施計画書(様式2)を、毎年5月末までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合においては、速やかに書類を審査するものとし、交付を決定したときは、助成金決定通知書(様式3)により通知するものとする。

3 前項の規定により決定した助成金は、交付決定日から30日以内に交付するものとする。

(報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金の使途を明らかにした実績報告書(様式4)を翌年3月末までに会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別表1 (第4条関係)

(1) 前年度の4月1日時点の世帯数をもとに算出した金額

| | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| ~50世帯 | 10,000円 | 51~100世帯 | 15,000円 |
| 101~150世帯 | 20,000円 | 151~250世帯 | 25,000円 |
| 251~350世帯 | 30,000円 | 351~450世帯 | 35,000円 |
| 451~550世帯 | 40,000円 | 551~650世帯 | 45,000円 |
| 651~750世帯 | 50,000円 | 751~850世帯 | 55,000円 |
| 851~950世帯 | 60,000円 | 951世帯~ | 65,000円 |

(2) 前年度の4月1日時点の世帯数をもとに、本会「福祉委員等に関する要綱第2条」に規定している定数を上限に、設置している福祉委員の人数に1,000円を掛けた金額

| | | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| ~100世帯 | 2名 | 101~150世帯 | 3名 | 151~250世帯 | 4名 |
| 251~350世帯 | 5名 | 351~450世帯 | 6名 | 451~550世帯 | 7名 |
| 551~650世帯 | 8名 | 651~750世帯 | 9名 | 751~850世帯 | 10名 |
| 851~950世帯 | 11名 | 951世帯~ | 12名 | | |

別表2 (第5条関係)

| 助成対象経費 | 備考 |
|--------|--|
| 消耗品費 | 用紙・文具・インク等事務用品、お茶・お菓子、単価500円程度までのゲーム景品や参加賞、プレゼントなど |
| 通信運搬費 | 切手・はがきなど |
| 賃借料 | バス・会場・冷暖房費など |
| 謝金 | 講師・運転手など |
| 材料費 | 手芸材料・料理材料など |
| その他 | 保険料・入館料・広報費・備品・ガソリン代など |